

酒税法は日常生活において親しみのある酒に対して課される税金を規定する法律であるにもかかわらず、一般の受験生にとってはなじみの薄い科目であり、また、受験用のわかりやすい参考書もたいへん少ないのが現状です。

酒税法の近年の本試験の傾向は、理論重視の試験内容であり、個別理論のほかに応用理論も出題されています。受験生の皆様は、そのことを念頭に置きながら暗記一辺倒に頼らず、必ず内容を理解するよう心がけて下さい。

皆様が本書を活用することによって、一日も早く税理士試験に合格されることを心からお祈りしております。

酒税法スタッフ一同

<使用上の注意点>

1. 各問題の解答には、暗記する際の手助けとして次のマークを付けておきましたので、参考にして下さい。

★★ … 重要かつ基本的な規定であり、完全暗記を目指して下さい。

★ … 従たる規定であり、その内容を理解し、できるだけ完全暗記を目指して下さい。

(注) マークがないものについては、内容を理解する程度で十分です。

2. 条文番号については、暗記をする必要はありません。

— 凡 例 —

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 酒税法関係

「法」……酒税法

「令」……酒税法施行令

「規則」……酒税法施行規則

「通」……酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

2. 租税特別措置法関係

「措法」……租税特別措置法

「措令」……租税特別措置法施行令

3. その他

「国通」……国税通則法

「災免法」…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

「災免令」…災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行
に関する政令

理論の考え方	6
理論暗記の方法	24
条文における税法用語の使い方	28
理論学習の流れ	29
理論の書き方	30
理論テキストの利用方法	33

〔1 定 義〕

問題 1-1 酒類の定義	36
--------------	----

〔2 納税義務の成立〕

問題 2-1 酒税の納税義務の成立	42
-------------------	----

〔3 免 許 等〕

問題 3-1 酒類の製造免許	54
問題 3-2 酒母又はもろみの製造免許	66
問題 3-3 酒類の販売業免許	70
問題 3-4 製造免許等の要件	78
問題 3-5 製造免許等の取消等	84
問題 3-6 必要な行為の継続	88

〔4 免税及び税額控除等〕

問題 4-1 未納税移出	94
問題 4-2 未納税引取	114
問題 4-3 輸出免税	122
問題 4-4 輸出酒類販売場から移出する酒類の免税	128
問題 4-5 外航船等に積み込む酒類の免税	134
問題 4-6 酒税額の控除等	138
問題 4-7 被災酒類の酒税額の控除等	150

〔5 申告及び納付等〕

問題 5-1	移出に係る酒類についての酒税の申告及び納付等	154
問題 5-2	引取りに係る酒類についての酒税の申告及び納付等	170

〔6 そ の 他〕

問題 6-1	納税の担保	182
問題 6-2	みなし製造	188
問題 6-3	酒類等の移出、処分、所持等の禁止規定	200
問題 6-4	酒類製造者等の受忍義務	208

応用理論編

応用理論について	216
ブロック別攻略法	217

〔1 納税義務の成立・申告納付〕

問題 1	酒類等の飲用	219
問題 2	酒類の製造免許の消滅	224
問題 3	担保の不提供	228

〔2 酒類等の禁止規定等〕

問題 4	原料用酒類の禁止規定	229
問題 5	酒母等の禁止規定	230

〔3 免税・税額控除等〕

問題 6	未納税移出及び税額控除等	232
問題 7	輸出免税	244

理論チェック【応用理論編】

納税義務の成立・申告納付	248
免除・税額控除等	253

付 録

I 理論問題出題分析表	260
II 過去理論出題問題	262

理論暗記の方法

1. はじめに

酒税法の理論問題は事例形式の出題もあり、事例問題に対する概要や結論を自分の言葉で文章作成することも要求されますが、理論答案は酒税法の試験が法律の試験である以上、規定の文章を引用しながら与えられた問題に対して解答する必要があります。しかも本試験では条文の持込みは許されていませんので、皆さんは重要な条文（理論）の暗記が必要となってきます。

2. 理論暗記の進め方

(1) 暗記する理論の内容を理解すること

本書ではブロック別にテーマを絞ってその内容を説明していますので、個々の条文の意味するところを自分の頭で完全に理解するように努力して下さい。

(2) 暗記すべき事項（理論の構成）を整理し理論テキストの見出しを覚える

与えられたテーマ（問題）に対してどの条文とどの条文を答えればよいのか、どのように個々の条文を組み合せればよいのかが整理されていれば、比較的余裕を持って問題に対処することができますし、応用問題が出題されたときにも十分な対応をすることができます。また、理論の暗記を進める際にもまず理論テキストの見出しを覚えておけば、これが暗記した理論を書く際の標識の役目をしてくれますし、次に書くべき内容を忘れてしまうということもなくなります。

(3) 暗記の進め方

イ. 暗記すべき条文の骨組みを理解し覚える

さて、いよいよ個々の条文の暗記になりますが、問題3-3〔2〕(1)を例にとって紹介していきます。

酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」という。）をしようとする者は、販売場（継続して販売業をする場所をいう。）ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。

問題 3－3〔2〕(1)は、1.誰が？ 2.誰に？ 3.何をする？の3つから構成されています。そこでまず、上記骨組みを押さえ、そのポイントとなる言葉（主語・述語）をチェックしましょう。

1～3の骨組みでポイントとなる言葉は以下のとおりとなります。

1. 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者
2. 販売場の所在地の所轄税務署長の
3. 免許を受けなければならない

このように条文の骨組みを押さえ、そのポイントとなる言葉をチェックしておけば、内容の理解ができるとともに、理論を書く際にも必要な言葉を抜かしたりということが少なくなります。

ロ. 暗記すべき条文を少しずつ区切りながら覚えていく

暗記をする際には、一定の長さに区切って、一区切りずつ暗記していきます。具体的には、一つ目の区切りを何度も声に出して言うてみて正確に言えるようになったら、二つ目の区切りを同じように暗記していき、二つ目の区切りを正確に言えるようになったら、今度は二つの区切りを続けて言うてみて正確に言えるかどうか確認します。そして、三つ目の区切りを同じように暗記し正確に言えるようになったら、三つの区切りを続けて言うてみるようにします。この作業を続けて一つの文章全体を暗記していきます。

つまり、一つ一つの区切りを確実に暗記し、かつ、絶えずフィードバックしながら暗記を進めることによって確実に全体を暗記していくようにするわけです。

なお、区切り方は各人にあった長さで一つ一つの区切りを決めていただければよく、また、フィードバックするときにも一つ一つ戻るのではなく、句読点で区切られたところまでを一つにまとめて行ってもよいと思います。

さらに、（ ）書きが含まれている文章の場合、最初の暗記のときはこの（ ）書きを除いて行い、ある程度一通り暗記できたら（ ）書きを含めてもう一度暗記してもよいでしょう。その際に、どこに（ ）書きがついているのかも確認して下さい。

問題 3－3〔2〕(1)を例にとると次のようになります。

酒類の販売業又は販売の代理業／
若しくは媒介業（以下「販売業」という。）を／
しようとする者は、／
販売場（継続して販売業をする場所をいう。）ごとに／
その販売場の所在地の所轄税務署長の／
免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。／

理論暗記というのは非常に時間のかかるものと思われるかもしれませんが、本試験において短時間で正確な理論答案を書くためには完全な理論の暗記が絶対に必要ですので、法律の文章を暗記しているのだということを意識して少々時間がかかっても確実に一つ一つの文章を暗記していくようにして下さい。

ハ．文章全体の暗記が終わったら、次の文章を同じ要領で暗記していく

上記のようにして一つの文章全体の暗記が終わったら、同じ要領で次の文章の暗記を進めて下さい。そして、次の文章全体の暗記が終わったら、今暗記した文章と前に暗記した文章を連続して言ってみて正確に言えるかどうか確認して下さい。

つまり、今度は文章のレベルでフィードバックしながら暗記を確実なものにしていくわけです。そして、二つ目の文章の暗記が終わったら三つ目の文章の暗記を行い、これが終わったら三つの文章全体を連続して言ってみてフィードバックを行います。

このようにして一つの理論問題全体を暗記していきます。

二．暗記した理論を実際に手で書いてみて暗記が正確かどうか確認すること

声に出して理論を正確に言えても実際の試験では点になりません。答案という形で表現できてはじめて点になるわけですから、暗記した理論は一度必ず書いてみて自分の暗記した理論を正確に表現できるかどうか確認して下さい。つまり、手で覚える作業を加えることによってはじめて暗記した理論が完全に自分のものとなるのです。

暗記した理論は次々と忘れてしまいますので、今日暗記した理論はその翌日にもう一度暗唱して実際に書いてみるとよいでしょう。

このようにして暗記した理論は時間が経ってたとえ忘れたとしても、一度完全に覚えた理論ですから最初に暗記したときよりもはるかに少ない時間で思い出すことができますし、また次の機会に思い出すときは、さらに少ない時間で思い出すことができますようになります。最初の暗記の時にたとえ時間がかかっても完全に覚えてしまうことがポイントです。

3. 終わりに

理論の暗記にはかなりの時間を要し、かつ、なかなかつらい作業ですが、これを怠るならば本試験でよい結果を出すことはできませんし、逆に確実に暗記した理論は百万の味方に匹敵する力を発揮してくれることと思います。特に税法科目の学習がはじめての方にとっては最初の暗記の時に多くの時間がかかると思いますが、最初の数題程度の理論暗記が終わりますとペースもつかめ、一度暗記した文章が他の理論でも出てくるようになりますので、とにかく個別理論の暗記を頑張るようにして下さい。

また、酒税法において暗記すべき個別理論は20題程度であり、これを確実に覚えてしまえば本試験の理論はこの個別理論の組み合わせではほぼ対処できます。暗記には相当の努力を要しますが、自分以外にも多くの受験生が頑張っていることを思い出して暗記を進めていただきたいと思います。そして、なるべく早い時期に自分なりの暗記方法を確立して理論を得意にしていきたいと思います。

条文における税法用語の使い方

税法の条文の中には特別の意義をもって用いられる慣用語があります。そのような慣用語の使い方を知っておくと、条文理解が深まり、理論暗記の学習においても効果があります。そこで、以下に代表的な慣用語の意義について触れておきますので、参考にして下さい。

1. 「及び」「並びに」

「及び」と「並びに」という用語は、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「いずれも」という同じ意味（併合的連結）ですが、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「及び」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の併合的連結には「並びに」が用いられ、その中の小さな意味の併合的連結には「及び」が用いられます。

2. 「又は」「若しくは」

「又は」と「若しくは」という用語も、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「どちらか」という同じ意味（選択的連結）であり、1.と同様に、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「又は」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の選択的連結には「又は」が用いられ、その中の小さな意味の選択的連結には「若しくは」が用いられます。

3. 「以上」「以下」「超える」「未満」

これらの用語は、いずれも数量的な限定をする場合に用いられます。

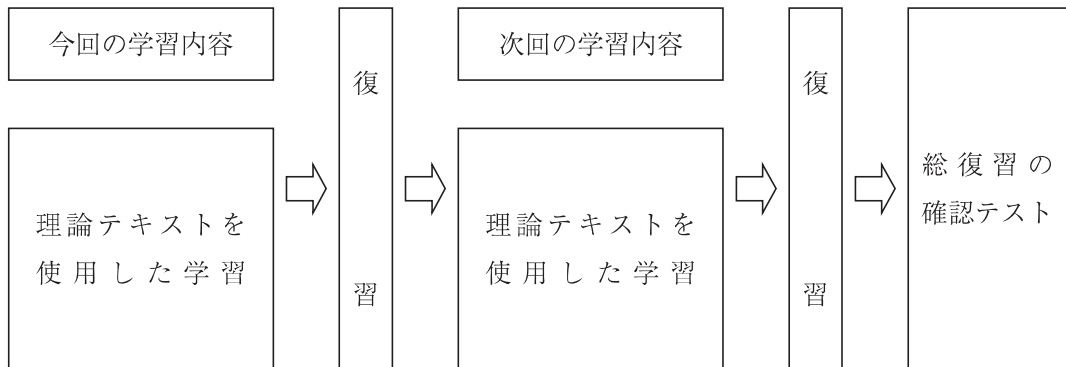
「以上」「以下」という用語は、基準点となる数量を含み、「超える」「未満」という用語は、基準点となる数量を含みません。

4. 「以前」「以後」「前」「後」

これらの用語は、いずれも一定の日時を基準として、その基準日時の前後における時間的な間隔あるいは連続を示すために用いられます。

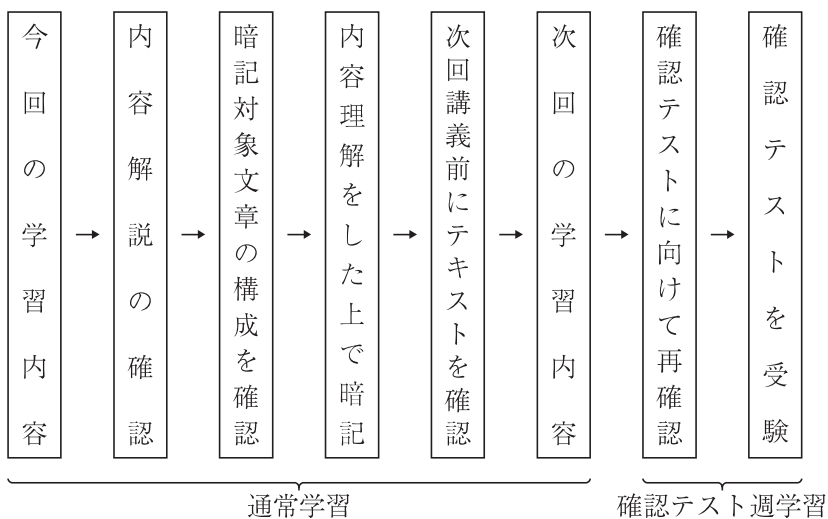
「以前」「以後」という用語は、基準日時を含み、「前」「後」という用語は、基準日時を含みません。したがって、「以前」「以後」は3.の「以上」「以下」と、「前」「後」は3.の「超える」「未満」とその用法が類似しています。

理論学習の流れ



【酒税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。



理論の書き方

1. 用語の意義

解答で次の用語を使用する場合、その意義をなるべく明示しましょう。

「酒類等」とは、酒類又は酒母若しくはもろみをいう。

「酒類製造者」とは、酒類の製造免許を受けた者をいう。

「酒母等の製造者」とは、酒母又はもろみの製造免許を受けた者をいう。

「酒類販売業者」とは、酒類の販売業免許を受けた者をいう。

「特例申告者」とは、酒類を保税地域から引き取ろうとする者のうち、その引取りに係る酒類につき関税法に規定する特例申告を行う者をいう。

「特例輸入者」とは、貨物を輸入しようとする者であって、特例申告を行うことにつき、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者をいう。

「特例委託輸入者」とは、貨物を輸入しようとする者であって、当該貨物の輸入に係る通関手続を認定通関業者に委託した者をいう。

ポイント

類似する用語との違いに留意しておきましょう。

- (1) 「酒類」には、原則として酒母・もろみを含みません。
- (2) 「酒類の製造者」は、酒類の製造免許を受けた者に限定しない用語です。
- (3) 「酒母又はもろみの製造者」「酒母若しくはもろみの製造者」は、酒母又はもろみの製造免許を受けた者に限定しない用語です。
- (4) 「酒類の販売業者」は、酒類の販売業免許を受けた者に限定しない用語です。

2. 用語の解答方法

具体例1 解答の最後でまとめて表示する方法

酒類製造者がその製造免許を受けた製造場においてする酒類の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、販売業免許を要しない。

⋮

(注) 上記において

「酒類製造者」とは、酒類の製造免許を受けた者をいう。

具体例2 文章の中で表示する方法

酒類製造者（酒類の製造免許を受けた者をいう。）がその製造免許を受けた製造場においてする酒類の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、販売業免許を要しない。

※ 同じ用語を繰り返し使用する場合は、最初にその用語を使用した段階で、次のように表示しておけばよい。

酒類製造者（酒類の製造免許を受けた者をいう。以下同じ。）がその製造免許を受けた製造場においてする酒類の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、販売業免許を要しない。

3. 見やすさ

答案を採点する試験委員も人間ですから、良い印象を与える答案を書いておいて損はないはずです。これは、字のうまい下手の問題ではありません。乱雑な印象を与えないよう、「読みやすい文字」、「読みやすい構成」を心掛ければよいのです。

また、訂正する場合も慌てず、わかりやすく訂正を入れれば、きちんと採点してもらえますから、次の具体例を参考に訂正の入れ方にも慣れておきましょう。

ポイント

- ・使用するペンは、「黒又は青のボールペン又はインキ」とされていますので、自分の使いやすいものを探しておくといよいでしょう。

解答例 問題3－3

〔1〕趣旨
酒類の販売業者が、酒類が製造場から移出されて消費者の手に渡るまでの
流通過程の部門を担当する、いわば、酒税の中間徴税 ^{機関} 機関 ともいうべき
地位にあるため、 [*] 酒税の徴収について不安のないよう監督を行う必要がある
として、酒類の販売業について ^{制度} 免許を採用している。
※ その乱立を防止して取引の混乱を防ぎ、
〔2〕酒類の販売業免許
(1) 免許制度
～

理論テキストの利用方法

本書では、各個別理論の前半部分は暗記をすべき「条文」及びその趣旨、後半は内容理解のための「解説」という構成になっており、暗記用の「条文」部分は色分けをしています。これは、解答上必要とされる重要語句を赤字表記することにより、その理論の全体像を体系的に把握することを目的としています。

酒税法では、理論体系が基本的に以下の3つに区分されると考えられ、それぞれに応じた赤字表記を行っています。

理論体系	赤字表記について	
	コンセプト	赤字表記部分
免許制度	免許の取得について、「誰が」「誰に」「どうする」など、要件の列挙が重要となります。	税法用語 要件部分 重要語句など
手続規定	申告など各種手続きは、「誰が」「いつまでに」「誰に」「どうする」など、要件の列挙が重要となります。	
免税及び税額控除	免税や税額控除の適用を受けるにあたって、「誰が」「どのような場合」「どのような場所」「どうする」など、要件の列挙が重要となります。	

1. 免許制度（問題3－3「酒類の販売業免許」一部抜粋）

〔2〕 酒類の販売業免許（法9①）★★

(1) 免許制度

酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」という。）をしようとする者は、販売場（継続して販売業をする場所をいう。）ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。

2. 手続規定（問題 5 - 1 「移出に係る酒類についての酒税の申告及び納付等」一部抜粋）

〔2〕 月例申告 ★★

(1) 申告書の提出（法30の2①）

酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く。）、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 課税標準たる数量 ② 免除に係る課税標準たる数量 ③ 課税標準数量
- ④ 酒税額及びその合計額 ⑤ 控除税額 ⑥ 差引納付税額 ⑦ 控除不足額
- ⑧ その他所定事項

3. 免税及び税額控除（問題 4 - 1 「未納税移出」一部抜粋）

〔6〕 みなし規定（法28⑥） ★★

未納税移出の適用を受けて移出された酒類については、当該酒類を移入場所に移入した者が当該酒類の酒類製造者でないときは、これを当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所が当該酒類の製造免許を受けた製造場でないときは、これを当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。

近年の本試験は、理論の丸暗記では対応できない傾向になってきていますから、理論の重要な柱をしっかりと理解・暗記し、自分の言葉でも説明できるようになりましょう。

問題 3-1

酒類の製造免許

〔1〕 趣 旨 ★★

酒類には酒類の製造者を納税義務者として高率の酒税が課せられており、その税収も租税収入の中で重要な地位を占めているが、酒類の製造に何らの制限を設けず全く自由にしておくと、経営基盤のぜい弱な者が酒類を製造したり、また、酒類の製造者が乱立して生産過剰を誘発し過当競争が行われ、円滑な酒税の確保に支障をきたすおそれがある。そこで、酒類の製造にあたって適格性を有しない者を関与させないことにより酒類の製造者の乱立を防止し、間接税としての酒税の転嫁を容易にするために、酒類の製造について免許制度を採用している。

〔2〕 酒類の製造免許 (法7①) ★★

(1) 免許制度

酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。

(2) 免許を要しない場合

① 規 定

酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、製造免許を要しない。

② 趣 旨

原料用の酒類は、販売を目的とした酒類ではなく、あくまでも免許を受けた酒類の原料として使用されるものであることから、これだけを区別して免許を受けさせる必要はない。また、原料用の酒類は免許を受けた製造場内での製造・使用を前提としているため、検査・監督は可能な体制となっている。

〔４〕 製造免許の期限 (法 7 ④) ★

〔２〕の製造免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該製造免許につき期限を付することができる。

〔５〕 期限の延長 (法 7 ⑤) ★

〔４〕の期限を付した製造免許を与えた後に生じた事由により特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該期限を延長することができる。

〔６〕 製造免許の条件 (法 11) ★

税務署長は、酒類の製造免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量又は範囲につき条件を付することができる。

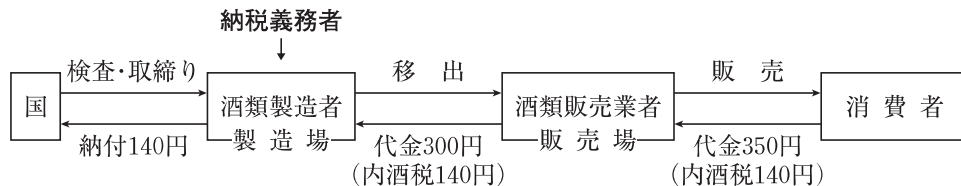
また、税務署長は、条件を付した後において、その必要がなくなったときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならない。

内容解説

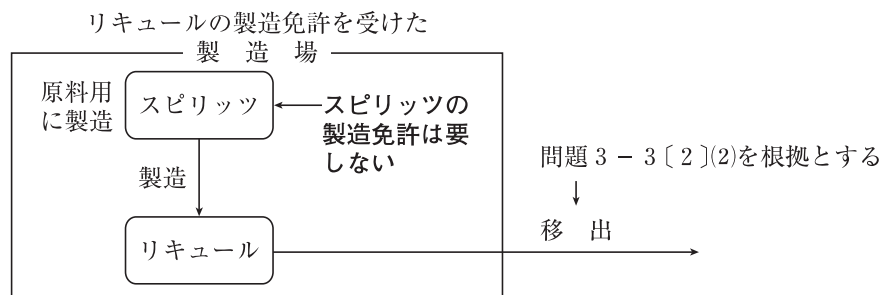
1. 趣旨説明

酒税は、酒類の価格に転嫁されて取引されることを予定した税金であり、安定した価格で取引されることが、円滑な酒税の確保につながる。したがって同業者の乱立を防止し、過当競争が行われることのないよう、酒類を製造しようとする者は、製造場ごとに所轄税務署長の免許を受けなければならないこととし、免許を受けない者の酒類の製造を禁止している。

また、検査・取締りを十分に行うことができる体制を確保するためのものでもある。



2. 酒類の製造免許を要しない場合



3. 法定製造数量

(1) 免許を受けることができない場合（絶対的免許拒否要件）

法定製造数量の規定は、採算のとれないような弱小の酒類製造者の乱立を防止するためのものである。

(2) 適用除外

(1)の要件を満たさない場合（製造見込数量が法定製造数量に満たない場合）でも、製造免許を受けることのできる場合が定められている。

なお、「免許を要しない場合」と混同しないこと。法定製造数量による制限を緩和又は適用しないこととするものの、製造免許を受ける必要はある。

4. 輸出用清酒に係る製造免許

日本産酒類の輸出環境整備の一環として、日本産酒類の輸出における中核である清酒の更なる輸出拡大に向けた取組み等を後押しする観点から、令和2年度税制改正により、輸出用に限って清酒の最低製造数量基準である法定製造数量（60kℓ）を適用しないこととされた。これにより、海外向けの高付加価値商品を少量から製造できる製造場を新たに設置することを可能にするとともに、海外向け商品の生産を国内生産に誘導・回帰させ、適切な品質管理が可能な環境を構築することにより、「日本酒」のブランド価値の確保・向上を図ることとしている。

※ 「日本酒」とは、清酒のうち、原料の米に日本産米を用い、日本国内で醸造したもののいい、「日本酒」という呼称は地理的表示（GI）として保護されている。

5. 製造免許の期限

免許は、これを取り消されるまで効力があることを前提としているが、新規に酒類を製造しようとする場合など酒類の品質について不安があるときは、税務署長は期限（例：○年○月○日限り）を付した免許を与えることができる。

これは、酒類については高率な酒税が課されるため、これに相応する品質を保持する必要があり、また保健衛生上の見地からも不安のないものでなければならないことを理由とする。

6. 期限の延長

期限を付した免許について、その期限が経過すると免許の効力は消滅してしまう。そこで、特に必要があると認められるときは、期限を延長することができることとしている。

7. 免許の条件

税務署長は、酒類の需要と供給のバランスを維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の「数量」若しくは「範囲」につき条件を付することができる。これは、免許を付与すると同時に条件を付することを認める規定である。

しかし、条件は営業に対する重大な制限であることから、その必要がなくなった場合、その条件を緩和し又は解除することが義務づけられている。

○条件の具体例

「範囲」についての条件は、焼酎の製造免許を与えるときに「自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として製造するもの及びこれに発泡性を持たせたものに限る。」旨の条件を付ける等、酒類の原料、製造方法、成分規格等に制限を加えるものである。

○「緩和」と「解除」

「緩和」は条件を一部外して緩くする場合、「解除」は条件を全て外す場合を意味する。